

# 副本

平成16年(行ウ)第14号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 市民オンブズパーソン栃木 外20名

被告 栃木県知事 福田富一

副本直送

## 第5準備書面

平成18年5月16日

宇都宮地方裁判所第1民事部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士

谷 田 容



同

白 井 裕



同

船 田 錄



同

平 野 浩



被告指定代理人

手 塚 和



同

小 野 崎



同

吉 江 昌



同

岡 本 和 則



同

田 辺 悅 夫



同

鈴 木 充



同

村 上 昭 男



同

毛 部 川 直 文



同

都 丸 浩 之



第1 原告ら準備書面5（平成18年3月9日付け）の第1ないし第8の主張について

1 住民訴訟において、地方自治法242条1項に掲げる財務会計上の行為をとらえて同法242条の2第1項1号の規定に基づき当該財務会計上の行為の差止めを求め、又は同項4号の規定に基づき当該職員に対する損害賠償の請求を求める能够なのは、たとえ当該財務会計上の行為に先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、その原因行為を前提としてなされる当該財務会計上の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られるものである（最高裁第三小法廷平成4年12月15日判決・民集46-9-2753参照）。

これを本件（八ッ場ダム建設事業に係る治水負担金支出）についてみると、国土交通大臣が河川法63条1項により定めた割合に基づいて算定される治水負担金の金額について、栃木県に納入の告知がなされた場合には、栃木県とし

てはこれを納付する法律上の義務を負うのであって、たとえ当該負担金の算定ないし納入の告知に違法があったとしても、その違法が重大かつ明白であり、法律上無効なものとして何人もこれを無視し得るというようなものでない限り、栃木県の独自の判断により治水負担金の納入義務の有無やその金額を左右することはできず、法令の改正や国土交通大臣による変更決定等がなければ納入の告知に係る負担金を県公金から支出して国に納付する法律上の義務を免れることができないのであるから、当該治水負担金の支出をもって財務会計法規上の義務に違反する違法な支出ということはできないものである。

2 原告らは、利根川水系工事実施基本計画における基本高水流量は過大であり、八ッ場ダム建設事業は利根川の治水政策上無用の存在であるなどとして、八ッ場ダムにより栃木県が河川法63条1項にいう著しい利益を受けることはない旨主張するが、住民訴訟は国や地方公共団体が行う事務事業が有用か無用か等を論じる場ではない。

国が現に八ッ場ダム建設事業を行っていることは当事者間に争いがない事実であるところ、これが法的には不存在であり河川法の適用上無視しなければならないものとでもしない限りは、同事業に関し、国土交通大臣が関係都県につき同法63条1項にいう著しい利益の有無、受益の限度を判断し、負担割合を定めることをもって違法とする余地はない。

原告らの主張は、栃木県が八ッ場ダム建設事業に関して行う治水負担金支出（財務会計上の行為）それ自体の違法事由とならないことはもとより、これに先行する国土交通大臣の納入の告知（河川法に基づく負担金の賦課行為）の違法事由ともなり得ないものである。

## 第2 原告ら準備書面5の第9の求釈明について

1 八ッ場ダム建設事業の概要、治水費用負担の根拠、費用負担に係る意見照会等の経緯及び負担金支出の実績は、被告第3準備書面の第3の第3項（8～9ページ）に述べたとおりであり、河川法63条1項の解釈、同事業に關係する

国の利根川水系工事実施基本計画の概要、栃木県が同項の規定による国土交通大臣の判断を是認している理由及び同項の規定による栃木県の費用負担額は、被告第4準備書面の第1の第2ないし5項に述べたとおりである（なお、同準備書面の第1の第2項に「河川法63条3項が」とあるのは「河川法63条1項が」の誤りなので、訂正する。）。

2 ところで、被告第4準備書面の第1の第6項に述べたとおり、ある都府県が河川法63条1項にいう著しい利益を受けるかどうか、これを受けるとした場合に、その受益の限度におけるものとしてどの程度の負担をさせるかを判断し、決定する権限は国土交通大臣にあり、その際国土交通大臣は同条2項に規定する関係都府県知事の意見に法的に拘束されるものでなく、したがって、被告が同項の規定に基づく国土交通大臣の意見照会に対し異議がない旨の回答をしたこととは、財務会計上の行為に当たらないことはもとより、その原因行為にも当たらないものである。

原告らが、上記の点につき見解を異にし、国の専権に属する八ッ場ダム建設事業について、これが栃木県の区域内における洪水被害の軽減に寄与するものとして計画されているという事実（被告第4準備書面の第1の第3、5項）のみならず、当該計画において「想定氾濫区域」を国がどういう前提条件で想定したか、氾濫の程度、被害の程度等を国がどのように想定したかというようなことまでもが、治水負担金支出の適法性を左右するというのであれば、原告らにおいて、必要と考える事実関係を主張し、立証すべきなのであり、被告が証明を求められる筋合いのものではないというべきである。